

## り災証明書の申請について（地震等・風水害）

### ■り災証明書の申請・交付窓口

り災証明書の申請・交付窓口は、以下の通りです（令和元年9月17日より）。  
被害を受けた災害が、いつ発生したものかによって、受付場所が異なります。

【令和元年9月1日以降に発生した災害によるもの】

＜申請受付・発行場所＞市川市 財政部 納税・債権管理課（仮本庁舎3階）

〒272-8501 千葉県市川市南八幡2丁目20番2号

＜窓口の開設時間＞8時45分から17時15分（平日）

★2019年9月の台風15号および2019年10月の台風19号による被害は  
〔納税・債権管理課〕へ申請をお願いいたします

### ■り災証明書とは

地震や台風等の風水害によって被害があった場合に、市が被害状況を確認し、証明するものです。

■り災証明書の申請書は【様式3】のとおりです。

### ■申請に必要なもの

○り災申請書申請書（様式3）

○被害状況がわかる写真（カラーでプリントアウトしたもの）

○写真がない場合は、見積書等のコピー

※窓口にて、本人確認をさせて頂いております。本人を確認できる公的な証明書を持参  
ください。

本人（被害家屋の所有者または居住者）以外が申請される場合は、次のことが記載された委任状が必要です。

1. 委任者の氏名、住所、生年月日を記入の上、氏名の隣に捺印
2. 代理人の氏名、住所
3. 委任する証明の種類と通数

※郵送にて申請をされる場合は、上記の必要書類に加え、本人確認書類の写しを同封ください。

※り災証明書は、審査が終了次第、郵送にて交付させていただきます。